

奈良県糖尿病療養指導医会 内規

(名称)

第一条 この会は奈良県糖尿病療養指導医会と称し、奈良県糖尿病協会(日糖協奈良県支部)に所属する。

(目的)

第二条 この会は奈良県の糖尿病対策の推進活動に連携して、医師としての役割を担うことを目的とする。

- (1) 各専門職と連携したチーム医療を通して療養指導を実践する
- (2) 糖尿病の予防・進展防止のための療養指導・治療の標準化を目指す
- (3) 県内の登録医・療養指導医を募って地域連携を深める

(事業)

第三条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 糖尿病の予防と患者および家族のための教育ならびに支援活動
- (2) 糖尿病医療関係者の技能向上のための研修活動
- (3) 県内登録医・療養指導医育成のための講習会活動

(会員)

第四条 この会は次に掲げる者を会員あるいは準会員として受け入れる。

- (1) 糖尿病に関心を持ち、登録医を希望する医師
- (2) 奈良県糖尿病協会(日糖協奈良県支部)の会員(医療スタッフ部会所属)となった登録医
- (3) 日糖協療養指導医
- (4) 目的を理解して協力を申し出る賛助会員

(構成)

第五条 この会を次のように構成する。

- (1) 療養指導医取得のための講習会を事前申請する企画委員会
- (2) 登録医・療養指導医を推薦する審査委員会
- (3) 奈良県糖尿病療養指導医会の幹事役員数名を選任する。
- (4) 奈良県糖尿病協会(日糖協奈良県支部)の指導医が本会の会長を兼任し、(1)～(3)の役員に助言を求める。
- (5) 奈良県糖尿病協会(日糖協奈良県支部)事務局が日糖協入会・会費納入の事務的作業を行う。
- (6) 役員任期を2年とし、再任を妨げない。

(運営ならびに決議方法)

第六条 登録医と療養指導医で総会が構成されるが、実質の運営方針については療養指導医を召集した会で多数決により決議する。緊急を要する事案については幹事役員、委員

会委員に相談の上決定し事後報告する。

(財政)

第七条 この会の運営のための財源を下記により得る。

- (1) 日糖協から交付される活動費
- (2) 日糖協医療スタッフ部会会員として徴収される年会費
- (3) 個人、団体、企業などによる篤志的寄付

本会の活動に伴う収支報告については、奈良県糖尿病協会(日糖協奈良県支部)の会計の中で項目をあげて処理する。

(会則変更)

第八条 奈良県糖尿病療養指導医会の会員の発議により多数をもって会則の変更をすることができる。

(発効)

奈良県糖尿病療養指導医会 内規は、2008年1月12日をもって発効とする。

日本糖尿病協会奈良県支部から奈良県糖尿病協会へ名称変更に伴い、2013年4月1日より内規を一部変更する。